



厚生労働省

北海道労働局

Press Release

厚生労働省北海道労働局発表
平成 29 年 10 月 18 日

担
当

【照会先】

厚生労働省北海道労働局労働基準部監督課

課 長

主任監察監督官

< 電 話 > 0 1 1 - 7 0 9 - 2 3 1 1

(内 線 3 5 4 1)

報道関係者 各位

「過重労働解消キャンペーン」を 11 月に実施します

～ 過重労働などの撲滅に向けた監督指導や無料の電話相談などを実施～

厚生労働省北海道労働局（局長 ひきち むつお 引地 睦夫）は、「過労死等防止対策推進法」に基づく 11 月の「過労死等防止啓発月間」中に、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた取組の推進を図る観点から、「過重労働解消キャンペーン」（以下「キャンペーン」という。）を実施し、以下の取組を行います。

【「過重労働解消キャンペーン」取組概要】

1 使用者団体や労働組合に対し、北海道労働局長及び北海道知事による協力要請を行います【取材可】

詳細は別添 1 のとおりですが、このうち、次のとおり、北海道労働局長及び北海道知事（代理）が直接要請を行います。

- (1) 北海道経済連合会 10 月 20 日（金）午前 9 時 30 分
- (2) 日本労働組合総連合会北海道連合会 10 月 20 日（金）午前 11 時 00 分

2 無料電話相談を実施します【取材可】

「過重労働解消相談ダイヤル」（無料）を全国一斉に実施し、北海道においては、北海道労働局の担当官が相談に対応します。（別添 2 のとおり実施します。）

実 施 日 時： 10 月 28 日（土）9：00～17：00

フリーダイヤル： 0 1 2 0（なくしましろう 7 9 4）長い残業 7 1 3

3 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します

労働局長が長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている企業を訪問し、取組事例を紹介します。

（別途、記者発表予定です。）

4 「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します

過労死等の防止のための活動を行う民間団体と連携して、11月24日(金)(午後1時30分～午後4時00分)に「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します。
(別途、記者発表予定です。)

5 重点監督を実施します

長時間の過重な労働が疑われる事業場や若者の「使い捨て」が疑われる企業などへ監督指導を行います。

6 「過重労働解消のためのセミナー」を開催しました

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、9月27日(水)(午後2時00分～午後4時30分)に「過重労働解消のためのセミナー」を開催しました。

厚生労働省「北海道労働局」過重労働解消キャンペーン特設ページ

厚生労働省 過重労働解消キャンペーン特設ページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/campaign.html>

厚生労働省「過労死等防止対策推進シンポジウム」申込先

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>